

仕様書

1 業務名

救急用資器材管理供給業務 (SPD)

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

広島市消防局 (広島市中区大手町五丁目20番12号) ほか8消防署。詳細は別紙1のとおり。

4 業務の目的

広島市消防局において使用する救急活動用資器材・医薬材料 (以下「救急用資器材」という。) の購買・供給・運搬・在庫・使用期限等を一元管理する SPD 方式を導入することにより、業務の効率化を図ることを目的とする。

5 基本事項

- (1) 救急用資器材の管理は、救急隊等が救急用資器材を保管棚から取る際に、当該資器材にあらかじめ貼り付ける資器材管理ラベル (1枚) を剥がし、台紙に貼り付けることにより管理する方式を用いることを基本とする。

ただし、上記以外の方法でも入札前に消防局救急課と管理方法について協議を行い、消防局救急課の承諾を得た場合は当該方法による管理とすることができるものとする。

- (2) 救急用資器材の管理にあたり必要となる消耗品・備品 (救急用資器材の保管棚は発注者所有品を使用するものとする。) 等はすべて受注者が準備し、その費用もすべて受注者が負担するものとする。

- (3) 供給する救急用資器材は、別紙2のとおりとする。

ア 供給する救急用資器材の商品等の詳細については別紙3のとおりとする。

イ 同等品として発注者の承認が得られたものを別紙3の救急用資器材の代替品として供給できるものとする (別紙3中、「指定」欄に○を記しているものを除く。)

ウ 別紙2中、番号20、24、26、27、33については、別紙3に掲げる商品以外 (上記イにより代替品を供給する場合、代替品以外) に複数の同等品を選定し、発注者の承認を得ておくものとする。

なお、同等品についても、原則、当初の契約単価で供給するものとする。

- (4) 受注者による救急用資器材の供給・運搬・在庫管理・使用期限管理のための巡回は、令和7年6月の第1週から実施 (以下「初回巡回」という。) するものとし、No.1を除く履行場所毎の巡回回数等を、次のとおりとする。

分類	履行場所	巡回回数
Aグループ	No.2、No.4、No.5、No.6、No.7	月2回 (4月・5月は除く)
Bグループ	上記以外	月1回 (4月・5月は除く)

- (5) 各履行場所への巡回の時間は、平日の8:30から12:00、13:00から17:15までとし、救急業務に支障をきたさないようにすること。

- (6) 受注者は履行開始後、救急用資器材の消費実績等の情報を履行場所・救急用資器材毎に蓄積し、発注者の求めに応じて抽出・集計し提供できるようにすること。

6 業務委託内容等

救急用資器材の購買・供給・運搬・在庫管理・使用期限管理の業務を行い、救急業務に支障をきたさないようにすること。詳細については、以下のとおりとする。

(1) 定数物品

ア 基本数量を設定する救急用資器材を定数物品とする（基本数量は、契約締結後に発注者が提示する。なお、前記5(4)に示すグループ毎に差別化するものとする。）。

イ 受注者は、令和7年5月31日（以下「配置完了期限」という。）までに、履行場所毎に定める基本数量となるよう、定数物品を納品し配置するものとする。

配置完了後、履行場所の職員の立会いのもとで、救急用資器材毎、グループ毎に定める基本数量の配置が完了したことについての確認を受けるものとする。

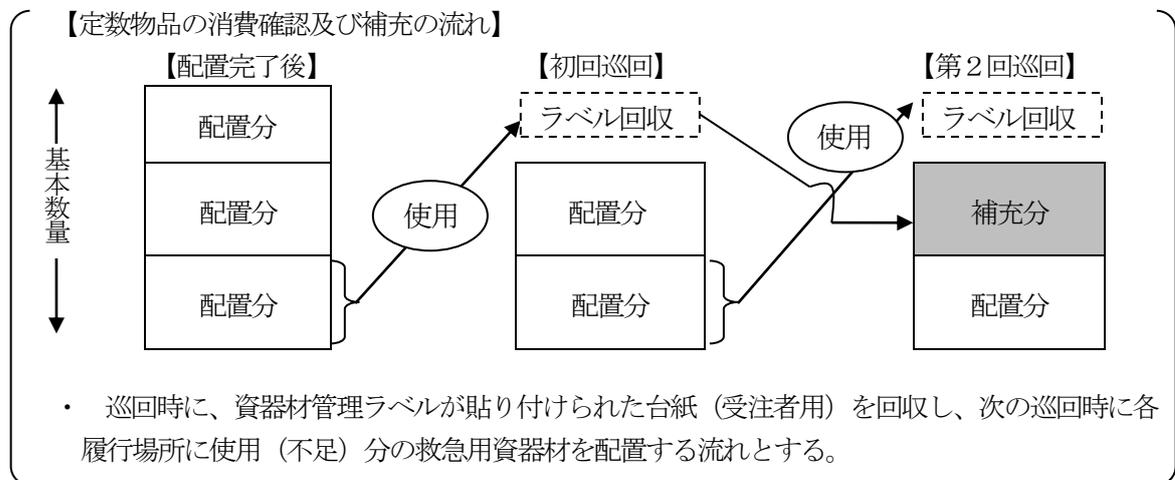
ウ 別紙2の番号92については、基本数量を確保したうえで、ケースによる配置も可能とする。ケース配置とする場合、資器材管理ラベルの貼り付け方法等について、別途発注者と協議し決定するものとする。

エ 受注者は、別紙2に定める救急用資器材の設定単位毎に、袋詰め又は梱包を行い、履行場所名、商品名、商品管理用バーコード及び設定単位当たりの数量が記載された資器材管理ラベル（1枚）を貼り付けるものとする。

オ 各履行場所の救急隊等は、配置完了期限の翌日から保管棚の定数物品を使用するものとする。

なお、配置完了期限よりも早く定数物品の配置が完了する場合は、完了予定日を発注者に報告するものとする。この場合の初回巡回については、別途発注者と協議し決定するものとする。

カ 受注者は別紙1の履行場所のうちNo.1（広島市消防局警防部救急課）を除く8か所を巡回し、次の図に示す流れで定数物品の消費数確認及び補充を行うものとする。



キ 受注者は、巡回により各履行場所で業務を実施する場合は、履行場所の職員の立会いのもとで行うものとし、業務終了後、立会者に使用期限切れの定数物品の有無等の報告を行うこと。

ク 保管棚に配置している定数物品の使用期限の管理等の方法については、契約締結後、別途発注者と協議のうえ決定する。

ケ 次回巡回時まで使用期限が切れるものについては、立会職員に申し送ること。また、使用期限切れのものは立会職員に引継ぎ、処分を依頼するとともに、当該数量を次回巡回時に補充すること。

コ 受注者は使用期限を確認し、使用期限が近いものから保管棚の手前に配置すること。

(2) 備蓄対象定数物品

ア 定数物品のうち、発注者がローリングストックしている救急用資器材（別紙2表中、「備蓄」欄に○を記しているもの。）を備蓄対象定数物品（以下「備蓄品」という。）とする。

イ 履行場所No.2～9（以下「各署履行場所」という。）における備蓄品の消費確認及び補充の流れは、

定数物品（前記6(1)カ）と同様とする。

ただし、各署履行場所へ補充する備蓄品は、履行場所No.1の6階（以下「局6階」という。）で保管するものを充てるものとする。

ウ 受注者は、備蓄品を各署履行場所へ補充する必要がある場合には、巡回前に、局6階において備蓄品を回収（製造年月の古いものから払い出すこととする。）し、運搬するものとする。

エ 前記ウにより、局6階の備蓄品を回収する際には、回収する数量と同数の備蓄品を局6階へ補充するものとする。

オ 補充する備蓄品にも資器材管理ラベルを貼り付けることとし、契約締結前から発注者が保有する備蓄品については、受注者が準備する資器材管理ラベルを発注者において貼り付けるものとする。

(3) 定数外物品

ア 基本数量を設定しない救急用資器材を定数外物品とする。

イ 定数外物品は、定数外物品請求票（別記様式1）により各履行場所の連絡窓口の職員が請求するものとし、巡回時に請求を受けた履行場所に納品するものとする。

ウ 納品は可能な限り直近の巡回時に納品するものとする。

エ 定数外物品についても、定数物品と同様に資器材管理ラベルを貼り付けるものとし、納品時に各履行場所の職員が、発注者用・受注者用それぞれの台紙に資器材管理ラベルを貼付けるものとする。

(4) 臨時請求

ア 発注者は、救急用資器材を必要とする次の場合には、基本数量等を問わず必要数量を受注者に対して請求（以下「臨時請求」という。）できるものとする。

(ア) 特異事象（大規模災害、感染症の大流行等）発生時等、緊急に救急用資器材を必要とする場合

(イ) 配置完了期限までに別紙2の救急用資器材が必要となった場合

(ウ) 広島市消防航空隊が別紙2の救急用資器材を必要とする場合

(エ) その他、発注者が必要と認める場合

イ 配置完了期限までの臨時請求及び広島市消防航空隊分の臨時請求の納品場所については、別紙1に定める履行場所のうち、広島市消防局警防部救急課（No.1）のみとする。

ウ 受注者は、配置完了期限までの臨時請求に対する納品については、資器材管理ラベルの貼付けを省略することができる。その場合は、納品明細書（受注者任意の様式）を用意し、納品時に立会職員の署名をもらい、発注者に速やかに提出すること。

なお、配置完了期限以降の臨時請求における、資器材管理ラベル等の扱いは、定数外物品と同様とする。

エ 臨時請求は、臨時請求票（別記様式2）により請求することを原則とするが、緊急でやむを得ない場合には、電話連絡により請求し、臨時請求票を事後送付するものとする。

オ 受注者は、臨時請求の意図を理解し、可能な限り迅速な納品に努めるものとする。

(5) 留意事項等

ア 定数物品の基本数量は、履行期間中に変更できるものとする。

イ 使用期限のある救急用資器材を納品・配置する場合は、納品・配置時点で、使用期限まで12か月以上の日数が残っているものとする。

ただし、使用期限まで12か月以上の日数を有さない救急用資器材であっても、事前に発注者と協議し了承を得た場合は納品・配置できるものとする。

ウ 定数物品の所有権は、保管棚に配置した時点で発注者に移行するものとする。なお、費用負担の考え方も同様とする。

エ 定数物品から定数外物品への変更又は定数外物品から定数物品への変更を行う必要がある場合には発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。

7 提出書類

(1) 委託業務実施計画書

広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は別記様式3とし、契約締結後に必要事項を記入のうえ、速やかに発注者に提出し承認を得ること。

なお、次の書類は、必ず作成し当該実施計画書に添付すること。

ア 各履行場所への巡回日程に関する書類

イ 本業務に係る受注者が供給する救急用資器材の商品等の詳細一覧^{*1,2}

※1 受注者が、仕様書別紙3を必要に応じて加筆修正したものも可とする。

※2 前記5(3)ウの複数の同等品の商品等の詳細についても、合わせて記載すること。

(2) 委託業務実施報告書

広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は別記様式4とし、必要事項を記入のうえ、履行場所毎及び履行場所全体の救急用資器材消費実績等を集計した書類を付して毎月10日(3月については3月31日)までに発注者に提出すること。

※1 消費実績等については、履行場所から回収した資器材管理ラベルから集計すること。

※2 資器材管理ラベルの貼付けを省略した場合、臨時請求票(別記様式2)により集計すること。

※3 受注者の負担により、発注者においても受注者と同様の集計作業ができるようにすること。

※4 配置完了期限までの臨時請求については、資器材管理ラベルの貼付けを省略した場合、発注者は立会職員の署名のある納品明細書により集計作業を行うこと。

※5 添付書類については、契約締結後、消防局警防部救急課と受注者双方で協議のうえ決定する。

8 業務委託に係る支払い

(1) 本業務委託に係る支払いは、月払いとする。

(2) 受注者は、発注者の検査を受けた後に支払いを発注者に請求すること。

9 その他

(1) 救急用資器材について、本仕様書に明記されていない点は、製作会社公表の標準仕様とする。

(2) 受注者は、救急用資器材の製作会社公表の標準仕様に変更があり、仕様に疑義または変更が生じたとき、又は製造中止等が発生した場合は、その都度、消防局警防部救急課担当者の指示を受けること。

(3) 別紙3に示す救急用資器材以外を納入品とする場合は、入札前までにあらかじめ消防局警防部救急課担当者にサンプル等を提出し確認を受けること。

(4) 市場価格の変動により、救急用資器材の契約単価を変更する必要がある場合は、消防局警防部救急課担当者との協議の上、適正な契約単価に変更するものとする。

(5) 救急用資器材が安全に使用できるよう、取扱いや保管状態の適正な管理を行い、品質の維持に努めること。

(6) やむを得ない事情等によって消防局の救急用資器材に欠品が生じた場合、受注者は補充に最善を尽くすとともに速やかに納入可能期日、対応方法等について消防局警防部救急課担当者へ報告すること。

(7) 本仕様書に関して疑義がある場合は、速やかに消防局警防部救急課担当者に連絡のうえ、指示を受けること。

履行場所

No.	名称	所在地	電話番号	連絡窓口
1	広島市消防局 警防部救急課	広島市中区大手町五丁目 20 番 12 号 3 階及び 6 階	082-546-3461 (直通)	警防部救急課
2	広島市中消防署	広島市中区大手町五丁目 20 番 12 号	082-541-2700 (代表)	警防課
3	広島市東消防署	広島市東区光町二丁目 12 番 6 号	082-263-8401 (代表)	
4	広島市南消防署	広島市南区的場町二丁目 5 番 14 号	082-261-5181 (代表)	
5	広島市西消防署	広島市西区都町 43 番 10 号	082-232-0381 (代表)	
6	広島市安佐南消防署	広島市安佐南区緑井一丁目 10 番 3 号	082-877-4101 (代表)	
7	広島市安佐北消防署	広島市安佐北区可部南四丁目 26 番 13 号	082-814-4795 (代表)	
8	広島市安芸消防署	広島県安芸郡海田町堀川町 3 番 12 号	082-822-4349 (代表)	
9	広島市佐伯消防署	広島市佐伯区五日市中央七丁目 25 番 18 号	082-921-2235 (代表)	

番号	資器材名	定数/定数外区分	備蓄	設定単位	入数等	年間予定使用量
創傷用資器材						
1	滅菌ガーゼ (小)	定数物品		1箱	50袋/箱	120
2	滅菌ガーゼ (大)	定数物品		1箱	20袋/箱	80
3	滅菌ガーゼ (大:厚手タイプ)	定数外物品		1箱	30袋/箱	19
4	救急シート	定数物品		5個		20
5	三角巾	定数物品		10巻		76
6	サージカルテープ	定数物品		1箱	24巻/箱	20
7	ネット包帯 (小)	定数物品		1箱		5
8	ネット包帯 (中)	定数物品		1箱		31
9	ネット包帯 (大)	定数物品		1箱		8
10	自着性伸縮包帯	定数物品		1箱	10巻/箱	22
11	救命止血帯	定数外物品		1本		6
12	副子 (小)	定数外物品		1本		2
13	副子 (中)	定数外物品		1本		1
14	副子 (大)	定数外物品		1本		1
15	頸部固定用副子 (成人用)	定数物品		1枚		24
16	頸部固定用副子 (小・乳児用)	定数外物品		1枚		1
17	清浄綿	定数物品		5箱	20包/箱	72
18	ティッシュペーパー	定数物品		5箱	150組/箱	102
19	ペーパータオル	定数物品		1包	120組/包	240
20	除菌タオル (詰替用)	定数物品	○	1箱	6袋/箱	50
21	レスキューシザー	定数外物品		1丁		1
22	救急用ハサミ	定数外物品		1丁		1
感染防止資器材						
23	アームカバー	定数外物品		1袋	12双/袋	1
24	シューズカバー	定数物品	○	1ケース	1000枚/ケース	50
25	ディスポ尿器	定数物品		1袋	2個/袋	22
26	サージカルマスク	定数物品	○	1ケース	2500枚/ケース	8
27	感染防止高性能マスク (N95マスク)	定数物品	○	1箱	50枚/箱	11
28	滅菌手袋 (6.5)	定数物品		1双		8
29	滅菌手袋 (7)	定数物品		1双		24
30	滅菌手袋 (7.5)	定数物品		1双		25
31	滅菌手袋 (8)	定数物品		1双		18
32	吸水シート	定数外物品		1枚		37
33	消毒用エタノール	定数物品	○	1本	500ml/本	150
34	手指消毒薬	定数物品		1本	350ml/本	17
35	手指洗剤	定数物品		1本	500ml/本	25
36	ビニール袋 (小)	定数物品		1束	100枚/束	48
37	ビニール袋 (中)	定数物品		1束	100枚/束	250
38	ビニール袋 (大)	定数物品		1束	10枚/束	100
39	抗菌スプレー	定数物品		1本	300ml/本	13
40	保護めがね (裸眼用)	定数外物品		1個		20
41	保護めがね (眼鏡用)	定数外物品		1個		5
除細動器用資器材						
42	使い捨て除細動パッド (救急隊用:株式会社フィリップスFR3)	定数物品		1箱	10組/箱	5
43	使い捨て除細動パッド (救急隊用:日本光電工業株式会社カルジオライフS)	定数物品		1箱	10組/箱	70
44	使い捨て除細動パッド (消防隊用:株式会社フィリップスFRX)	定数外物品		2組		8
45	使い捨て除細動パッド (消防隊用:日本光電工業株式会社カルジオライフ3100)	定数物品		5組		40
46	除細動器バッテリー (救急隊用:日本光電工業株式会社カルジオライフS)	定数外物品		1個		20
47	除細動器バッテリー (消防隊用:株式会社フィリップスFRX)	定数外物品		1個		1
48	除細動器バッテリー (消防隊用:日本光電工業株式会社カルジオライフ3100)	定数外物品		1個		1
呼吸循環管理資器材						
49	挿管チューブ (7)	定数物品		2本		21
50	挿管チューブ (7.5)	定数物品		1本		10
51	挿管チューブ (8)	定数物品		1本		9
52	人工鼻フィルタ	定数物品		1箱	25個/箱	20
53	ディスポスタイレット (中)	定数物品		1本		10
54	ディスポスタイレット (大)	定数物品		1本		8
55	EGキャップ	定数外物品		1箱	6個/箱	10
56	エアウェイチューブホルダー	定数物品		1個		22
57	経口エアウェイ (4)	定数外物品		1本		6
58	経口エアウェイ (5)	定数外物品		1本		7
59	経口エアウェイ (6)	定数外物品		1本		7
60	経口エアウェイ (7)	定数外物品		1本		17
61	経口エアウェイ (8)	定数外物品		1本		13
62	経口エアウェイ (9)	定数外物品		1本		20
63	経口エアウェイ (10)	定数外物品		1本		33

番号	資器材名	定数/定数外 区分	備蓄	設定単位	入数等	年間予定使用量
64	経鼻エアウエイ (6)	定数外物品		1本		10
65	経鼻エアウエイ (7)	定数外物品		1本		21
66	経鼻エアウエイ (8)	定数外物品		1本		8
67	高濃度酸素吸入マスク (成人用)	定数物品		5個		78
68	中濃度酸素吸入マスク (成人用)	定数物品		5個		60
69	高濃度酸素吸入マスク (小児用)	定数物品外		1個		1
70	中濃度酸素吸入マスク (小児用)	定数物品外		1個		1
71	鼻カニューラ	定数物品		1個		201
72	吸引カテーテル (6.5F)	定数物品		10本		10
73	吸引カテーテル (10F)	定数物品		10本		12
74	吸引カテーテル (12F)	定数物品		10本		12
75	吸引カテーテル (16F)	定数物品		10本		12
76	吸引カテーテル	定数外物品		1本		20
77	吸引カテーテル(大)	定数物品		1本		76
78	ステリラゼリー	定数外物品		25個		1
79	新生児用吸引器	定数物品		5個		9
80	AWSイントロック	定数物品		1本		24
81	AWSイントロック (薄型)	定数物品		1本		23
輸液資器材						
82	輸液セット (大人用)	定数物品		1箱	30本/箱	17
83	輸液セット (小児用)	定数物品		5個		8
84	静脈留置針 (18G)	定数物品		10本		10
85	静脈留置針 (20G)	定数物品		10本		20
86	静脈留置針 (22G)	定数物品		10本		60
87	固定ドレッシングテープ	定数物品		1箱	100枚/箱	7
88	インジェクションパッド	定数物品		1箱	120枚/箱	8
89	シリンジ (10cc)	定数外物品		1個		24
90	駆血帯 (クイックリリースタイプ)	定数外物品		1個		19
91	血糖値測定用穿刺器具	定数物品		20個		39
観察用資器材						
92	生体情報モニター: ディスポ電極	定数物品		1箱	5袋/箱	500
93	生体情報モニター: 記録紙 (BSM3592)	定数物品		1箱	10冊/箱	110
94	生体情報モニター: 血圧計カフ (乳幼児)	定数外物品		1個		17
95	生体情報モニター: 血圧計カフ (小児)	定数外物品		1個		18
96	生体情報モニター: 血圧計カフ (成人・小)	定数外物品		1個		1
97	生体情報モニター: 血圧計カフ (成人・標準)	定数外物品		1個		11
98	生体情報モニター: 血圧計カフ (成人・大)	定数外物品		1個		15
99	生体情報モニター: 血圧計カフ (大腿部用)	定数外物品		1個		10
100	生体情報モニター: 血圧計ディスボカフ (成人・標準)	定数外物品		1箱	20個/箱	1
101	生体情報モニター: エアウェイアダプタ	定数外物品		1個		1
102	生体情報モニター: フィンガープローブ	定数外物品		1個		1
103	生体情報モニター: ディスポオキシフィンガープローブ (成人用)	定数外物品		1箱	24個/箱	1
104	生体情報モニター: 小児用ディスボオキシプローブ	定数外物品		1箱	5個/箱	1
105	生体情報モニター: ディスポオキシプローブマルチYプローブ	定数外物品		1箱	5本/箱	1
106	生体情報モニター: クリップアダプタ	定数外物品		1個		6
107	腋下体温計	定数外物品		1本		4
108	鼓膜体温計フィルター	定数外物品		1箱	40枚/箱	1
109	非接触型体温計	定数外物品		1個		1
110	ボタン型電池	定数外物品		1個		1
111	検眼ペンライト	定数外物品		1本		1
その他の資器材						
112	瞬間冷却材	定数外物品		1箱	4個/箱	17
113	臍帯クリップ	定数物品		10個		10
114	乾電池 (単3)	定数物品		4本		232
115	乾電池 (単4)	定数物品		4本		113

委託業務実施計画書

令和 年 月 日

広島市長 様

所在地
名称
代表者職氏名

業務名 救急用資器材管理供給業務 (SPD)
委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

広島市委託契約約款第6条の規定に基づき、上記の業務について委託業務実施計画書を提出しますのでご承認ください。

(担当者の連絡先)

担当者： _____

部署： _____ 部 _____ 課

電話： (_____) _____ (代) (内線 _____)

【広島市使用欄】

提出者本人確認等済 (提出者： _____ 、広島市担当者： _____)

委託業務実施報告書

令和 年 月 日

広島市長 様

所在地
名称
代表者職氏名

業務名 救急用資器材管理供給業務 (SPD)
委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

広島市委託契約約款第12条の規定に基づき、上記の業務について【 月分】
委託業務実施報告書を提出します。

【添付書類】
消費実績等

(担当者の連絡先)

担当者： _____

部署： _____ 部 _____ 課 _____

電話： (_____) _____ (代) (内線 _____)

【広島市使用欄】

提出者本人確認等済 (提出者： _____ 、広島市担当者： _____)